

## ナンバー・ディスプレイ対応電話機接続にあたっての留意事項

### 正しい接続及び設定方法 〔利用例〕



**Point** アナログポートに接続しているナンバー・ディスプレイ対応電話機に電話番号を表示させるには、TA(ターミナルアダプタ)のナンバー・ディスプレイ利用設定を「あり」に設定し、ナンバー・ディスプレイ対応電話機の設定も必ず「あり」と設定してください。接続しているナンバー・ディスプレイ対応電話機が利用設定「なし」と設定している場合、またはナンバー・ディスプレイ未対応電話機を接続した場合には、TAのナンバー・ディスプレイ利用設定を「あり」にすると、正常に通話できない場合がありますのでご注意ください。

### INSナンバー・ディスプレイの提供条件

- ご契約いただけるのは、INSネットをご利用いただいているお客さまに限りです。
  - テレドーム(IP側)※との重複契約はできません。
- ※NTTコミュニケーションズが提供するサービスです。

### 対象となる着信

- 中継サービス電話会社を経由した着信も対象となります。
  - 加入電話からの着信も対象となります。
  - デジタル方式の自動車・携帯電話・PHS、および地域系電話会社(一部事業者を除く)からの着信も対象となります。
- 詳細については、ご利用の事業者へお問い合わせください。
- 国際電話(一部除く)など電話番号を通知できない着信については、対象となりません。

### 着信側の注意

- 本サービスのご利用には、弊社へのお申し込みとINSナンバー・ディスプレイに対応した電話機やTA(ターミナルアダプタ)などの通信機器の設置およびその設定が必要です。
- INSナンバー・ディスプレイに対応した通信機器には、機器本体またはパッケージなどに「D」マーク、または「D」マークや「ナンバー・ディスプレイ対応」、「キャッチホン・ディスプレイ対応」などと表示されていますので、これを目安にお買い求めください。
- ダイヤルインをご利用の方からの着信の場合、相手の方のダイヤルイン番号と異なった番号が表示される場合があります。
- INSナンバー・リクエストは、公衆電話からの着信、国際電話(一部除く)など電話番号を通知できない着信については機能しません。
- INSナンバー・リクエストの開始・停止の操作には、通話料金はかかりません。

### 発信側の注意

- 加入電話への発信についても、相手がナンバー・ディスプレイを契約している場合、電話番号が通知されます。
- 電話番号を通知しないでかけた場合、電話を受けた人は誰からの電話かわからないため、ご自身の意思で電話に出ないことがあります。
- 間違い電話をかけた場合、意図しない相手に電話番号を知られたり、電話勧誘など、思わぬめわれ方をされることがあります。
- 通信機器(PBX、ビジネスホンなど)の機種および設定によっては、「184」または「186」をつけてダイヤルした場合、発信規制機能、料金管理機能、ACR機能などが働かない場合がありますので、各メーカーもしくは各中継サービス電話会社などへお問い合わせください。
- INSナンバー・リクエストご契約者がお話し中の場合にも、INSナンバー・リクエストは機能します。

- 総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。
- INSナンバー・ディスプレイをご利用にならない場合、現在お使いの電話機など取り替える必要はありません。「これまでの電話機が使えなくなる」などという、電話機の悪質なセールスなどにご注意ください。

### ●本サービスに関するお申し込み、お問い合わせは

局番 **116** へ 営業時間: 午前9時～午後5時 土・日・祝も受付中  
なしの 年末年始(12月29日～1月3日)は除く

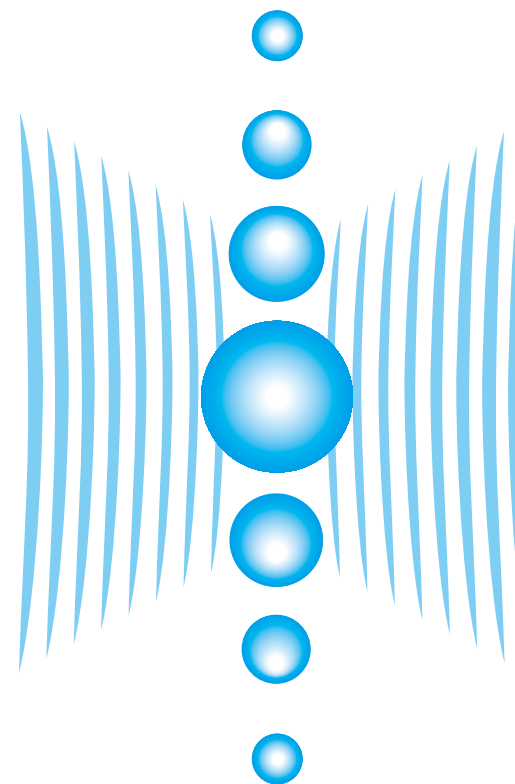
携帯電話・PHSからは  
通話料 **無料** **FREE** **0800-2000116**

※西日本エリア以外からはご利用になれません。※かけ間違いにご注意ください。

西日本電信電話株式会社(2015.3)

# INSナンバー・ディスプレイ

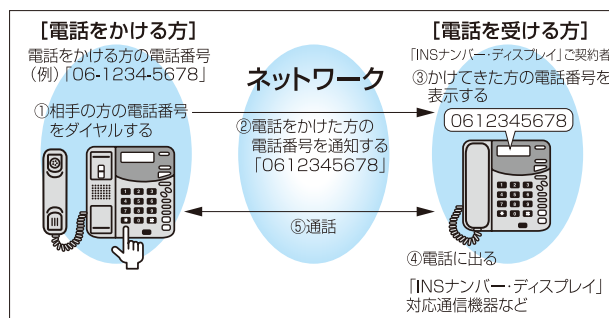
## 使用説明書



## INSナンバー・ディスプレイなら、 かけてきた方の電話番号がわかります。

INSネットでは、従来より「発信者番号通知サービス」を基本のサービスとしてご提供しており、INSネット相互間と、デジタル携帯電話およびPHSとの通信において、かけた方の電話番号（契約者回線番号またはダイヤルイン追加番号）が相手の方に通知されています。

従来のサービスに機能を追加し、加入電話からの発信電話番号などの受信を可能とするサービスが、「INSナンバー・ディスプレイ」です。



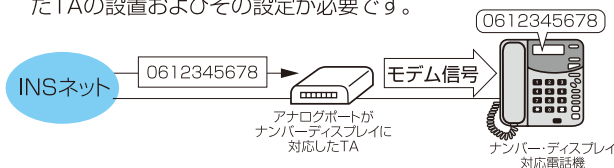
●かける方の電話番号通知状況により、ディスプレイには以下の内容が表示されます。（表示内容は通信機器の機種により異なります）

電話番号通知状況（発信側）	通信機器への表示内容（着信側）
「通知」の場合 一般電話・INSネット発信	（例）「0612345678」
「非通知」の場合（一般・INSネット・公衆とも）	「公衆電話」、「コウシュウデンワ」または、「C」
国際電話などで番号を通知できない場合	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
	「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」または「0」「S」

注：ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

### ！ご利用にあたっての留意事項

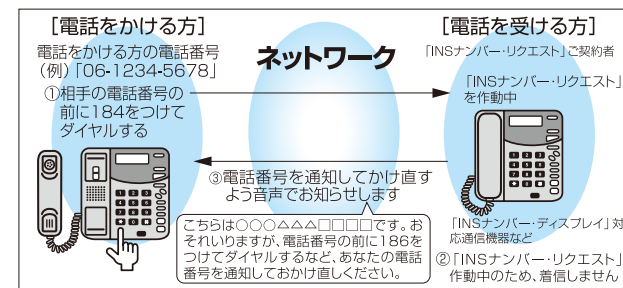
- INSネット相互間の通信の場合、「INSナンバー・ディスプレイ」のご契約は必要ありません。
- INSナンバー・ディスプレイ対応の通信機器（TA：ターミナルアダプタなど）が必要となります。
- TAのアナログポートに、加入電話用ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器を接続し、INSナンバー・ディスプレイをご利用される場合、ナンバー・ディスプレイ対応のアナログポートを備えたTAの設置およびその設定が必要です。



1

## INSナンバー・リクエスト

電話番号を「通知しない」でかけてきた相手の方に「こちらは〇〇△△□□□□です。おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください」と音声メッセージで応答する機能です。この場合、着信音は鳴りません。（かけた方には通話料金が掛かります。）



### ！ご利用にあたっての留意事項

- 通信機器（TA：ターミナルアダプタなど）がINSナンバー・リクエストの開始/停止を行う機能（ステミュラスプロコル手順）をサポートしている必要があります。
- INSナンバー・ディスプレイのオプション機能であり、INSナンバー・リクエストのみのご契約はできません。
- INSナンバー・リクエストでメッセージ応答した通話料については、かけた方のご負担となります。

## INSナンバー・リクエストの操作手順

◆契約時は停止状態です。ご利用いただくためにはお客様の電話機より開始の設定が必要です。

①「148」	① 受話器を上げて「148」をダイヤルして下さい。
② ガイダンス	② 「現在、INSナンバー・リクエストが[停止/開始]しています。サービスの停止は数字の「0」サービスの開始は数字の「1」を押して下さい。」というガイダンスが流れます。 ※ガイダンスが流れる前に、「0」をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。 ※ガイダンスの途中でも、ガイダンスを最後まで聞かずに「0」のダイヤル操作を行うことができます。（スキップ機能）
INSナンバー・リクエストを開始するとき	
③「1」	③ 数字の「1」をダイヤルして下さい。
④ ガイダンス	④ 「サービスを開始いたします。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切ってください。INSナンバー・リクエストが開始されます。
INSナンバー・リクエストを停止するとき	
③「0」	③ 数字の「0」をダイヤルして下さい。
④ ガイダンス	④ 「サービスを停止いたしました。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切ってください。INSナンバー・リクエストが停止されます。

※INSナンバー・リクエストでメッセージ応答した場合は着信しません。  
※INSナンバー・リクエスト契約者がお話し中の場合も、INSナンバー・リクエストは機能します。  
※INSナンバー・リクエストの設定「停止/開始」操作には通話料金はかかりません。  
※自動車・携帯電話（一部事業者）、国際電話（一部除く）からなどの電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはINSナンバー・リクエストは機能せず、そのまま着信します。

2

## 提供条件と料金

### サービスのご提供条件

#### 1. 契約可能な回線の種類

- (1) INSネット64
- (2) INSネット64・ライト
- (3) INSネット1500

#### 2. サービス提供可能な通信モード

- (1) INSナンバー・ディスプレイ
  - ① 通話モード
  - ② デジタル通信モード
- (2) INSナンバー・リクエスト  
通話モード  
※ デジタル通信モードはサービス対象外です。

### 月額使用料・工事費

#### 1. INSナンバー・ディスプレイ

回線種別	利用種別	月額使用料	工事費
INSネット64	事務用	1,800円(税抜) / 1契約者回線ごと	2,000円(税抜) / 1契約者回線番号ごと
INSネット64・ライト	住宅用	600円(税抜) / 1契約者回線ごと	
INSネット1500	—	18,000円(税抜) / 1契約者回線ごと	

#### 2. INSナンバー・リクエスト(オプション機能)

回線種別	利用種別	月額使用料	工事費
INSネット64	事務用	400円(税抜) / 1契約者回線番号ごと	2,000円(税抜) / 1契約者回線番号ごと
INSネット64・ライト	住宅用	200円(税抜) / 1契約者回線番号ごと	
INSネット1500	—	2,000円(税抜) / 1契約者回線番号ごと	

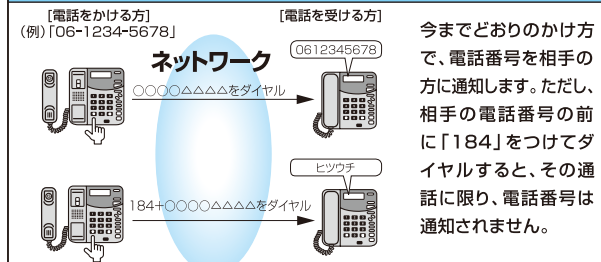
- 「INSナンバー・ディスプレイ」と同時に「INSナンバーリクエスト」をお申し込みの場合、工事費は両方で3,000円(税抜)となります。

3

## 発信側の機能

INSネットでは従来、回線お申込み時に発信者番号通知サービスの契約種別を選択いただくとともに、通信機器の設定により発信電話番号を「通知する」「通知しない」を決定していましたが、通常のダイヤル操作の前に「186」「184」を付加することで「通知する」「通知しない」を指定できます。

### 「通常通知」ご利用のお客さま



#### ❗ご利用にあたっての留意事項

- TA(ターミナルアダプタ)やビジネスホンなど、通信機器の設定によって、電話番号を「通知する」または「通知しない」ことが可能です。(ただし、通信機器に「通知する」「通知しない」の設定機能がある場合) 設定を「通知しない」に設定した場合でも、「186」のダイヤル操作で通知となります。

### 「通常非通知」ご利用のお客さま



#### ❗ご利用にあたっての留意事項

- TA(ターミナルアダプタ)やビジネスホンなど、通信機器の設定によって、電話番号を「通知する」または「通知しない」ことが可能です。(ただし、通信機器に「通知する」「通知しない」の設定機能がある場合) 設定を「通知する」に設定した場合でも、「184」のダイヤル操作で非通知となります。

**Point** 番号通知方法の優先順位は、①「186」「184」のダイヤル操作 ②通信機器の設定 ③回線の契約〔「通常通知」または「通常非通知」〕の順となります。

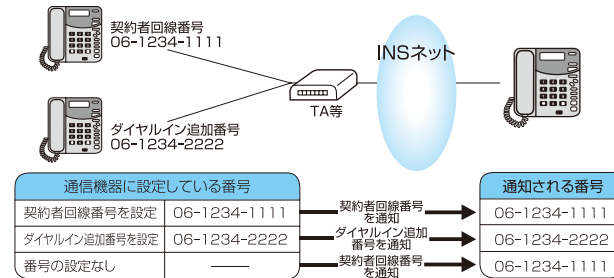
- ※INSネットの場合、加入電話などと異なり、「184」または「186」をダイヤルした後に「ブツブツ」という音は送出されません。続けて相手の電話番号をダイヤルしてください。
- ※「常時通知拒否」をご契約のお客さまは、相手の方が「ナンバー・リクエスト」「INSナンバー・リクエスト」をご利用されている場合、相手の方に接続することはできません。また「184」「186」を付加しての通話もできませんのでご注意ください。

4

## 通知可能な電話番号

INSネットの発信電話番号は、基本的には通信機器から通知する電話番号(通信機器に設定している電話番号)を相手の方へ通知します。

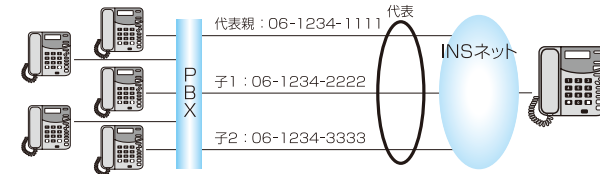
### 1.ダイヤルインをご利用のお客さま



**Point** 通信機器などに設定されている電話番号(契約者回線番号もしくはダイヤルイン追加番号)を相手の方へ通知します。

ダイヤルイン番号を通知するには、通信機器に通知する番号を設定する機能が必要です。

### 2.代表機能をご利用のお客さま (INSネットの場合)



#### (1) 代表親回線から発信した場合

通信機器に設定している番号		通知される番号
代表親番号を設定	06-1234-1111	代表親の契約者回線番号を通知 06-1234-1111
代表子番号を設定	06-1234-2222	代表親の契約者回線番号を通知 06-1234-1111
番号の設定なし	—	代表親の契約者回線番号を通知 06-1234-1111

**Point** 代表親回線から発信した場合は、すべて代表親回線の契約者番号を通知します。通信機器に代表子番号を設定しても、代表親番号が通知されます。

#### (2) 代表子回線から発信した場合

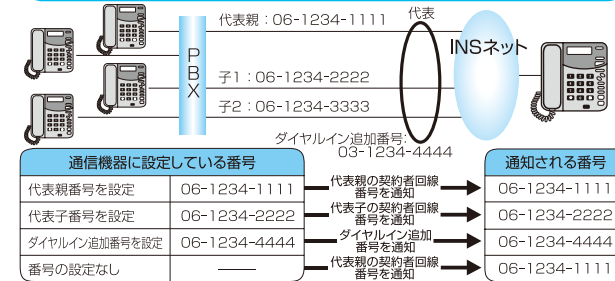
通信機器に設定している番号		通知される番号
代表親番号を設定	06-1234-1111	代表親の契約者回線番号を通知 06-1234-1111
代表子番号を設定	06-1234-2222	代表子の契約者回線番号を通知 06-1234-2222
番号の設定なし	—	代表親の契約者回線番号を通知 06-1234-1111

**Point** 代表子回線から発信した場合は、通信機器に設定している番号が代表群内の契約者回線番号であれば、その番号を相手の方に通知します。代表親番号を設定すれば代表親番号を、代表子番号を設定すれば代表子番号を通知することができます。

#### 代表親番号を通知するには

通信機器に代表親番号を設定している場合、もしくは何も電話番号を設定していない場合は、代表群のどの回線から発信しても代表親番号を通知します。

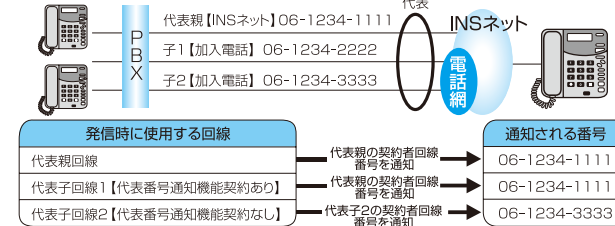
### 3.代表ダイヤルインでご利用の場合



**Point** 通信機器などに設定されている電話番号が代表群内の契約者回線番号もしくはダイヤルイン追加番号であれば、設定されている番号を相手の方へ通知します。

### 4.加入電話・INSネット混在で代表機能をご利用の場合

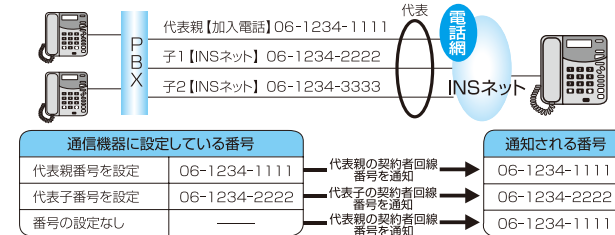
#### (1) INSネットが代表親の場合



**Point** 加入電話の代表子回線に「代表番号通知機能」を契約することにより代表番号の通知が可能となります。発信した回線(加入電話)が「代表番号通知機能」の契約がなければ、発信した回線の番号が通知されます。

※加入電話の代表番号通知機能をご利用の場合は、別途工事費が必要です。

#### (2) 加入電話が代表親の場合(代表子回線(INSネット)から発信)



**Point** 代表子回線から発信した場合は、通信機器に設定している番号が代表群内の契約者回線番号であれば、その番号を相手の方に通知します。代表親番号を設定すれば代表親番号を、代表子番号を設定すれば代表子番号を通知することができます。

※通信機器などから番号が通知されない(通信機器に設定していない)場合、またはその契約者回線番号(代表機能をご利用の場合は代表群内の契約者回線番号もしくはダイヤルイン追加番号を含む)以外の番号が送られた場合には、ネットワークが契約者回線番号(代表機能をご利用の場合は代表親番号)を相手の方へ通知します。

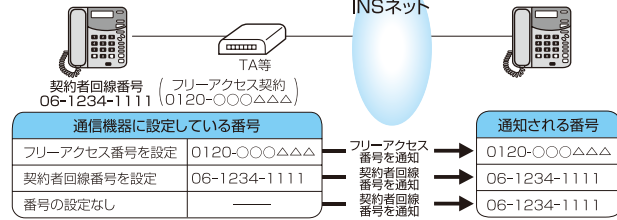


## 特定番号通知機能

- NTT西日本が提供しているフリーアクセス、および他事業者が提供しているフリーダイヤル等の番号(以下、特定番号)を契約者回線番号にかわって通知する機能です。
- フリーアクセス等を契約している単独回線または、代表親番号がフリーアクセス等を契約している代表群内において、本サービスを契約している回線から発信した場合には、その特定番号が通知されます。

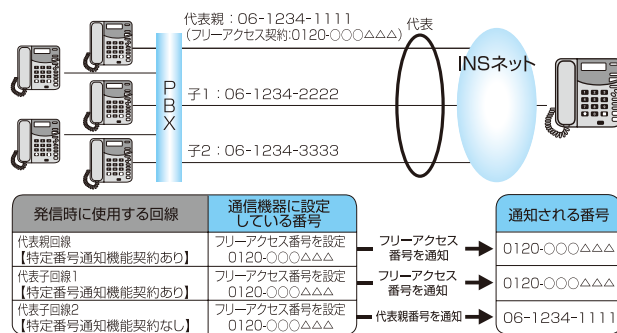
### 特定番号通知機能をご利用のお客さま

#### (1) 単独回線をご利用の場合



**Point** フリーアクセス等の特定番号を通信機器から通知(通信機器に設定)することで、特定番号を相手に通知できます。通信機器から特定番号が通知されない(通信機器に設定していない)場合は、契約者回線番号を通知します。

#### (2) 代表機能をご利用の場合



**Point** 代表親番号がフリーアクセス等の特定番号を契約している代表群内において、特定番号通知機能を契約している回線から発信した場合には、特定番号を通信機器から通知(通信機器に設定)することで、かけた相手にその特定番号が通知されます。(回線ごとに特定番号通知機能のお申込みが必要です。)  
通信機器からフリーアクセス等の特定番号が通知されない(通信機器に設定していない)場合は、契約者回線番号(代表機能を利用の場合は代表親番号)を通知します。

通信機器(TA、PBX、ビジネスホンなど)にフリーアクセス等の特定番号を設定・通知する機能が必要です。なお、加入電話の特定番号通知機能利用時に必要な開始・停止のお客さま操作(113ダイヤルによる設定)は不要です。

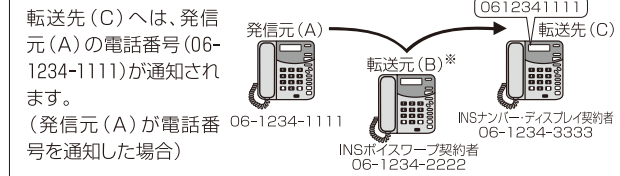
### 月額使用料・工事費

月額使用料	100円(税抜) / 契約者回線番号につき通知番号ごと
工事費	2,000円(税抜) / 契約者回線番号につき通知番号ごと

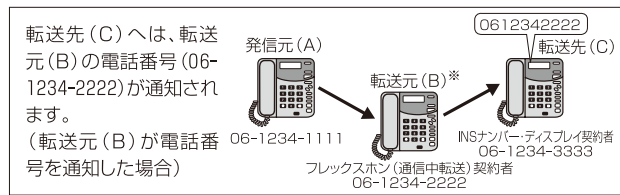
※工事費は工事内容により異なります。

## 他のネットワークサービスと併せてご利用いただく場合の留意事項など (INSナンバー・ディスプレイ)

### ■INSボイスワープ/INSボイスワープ・セレクト

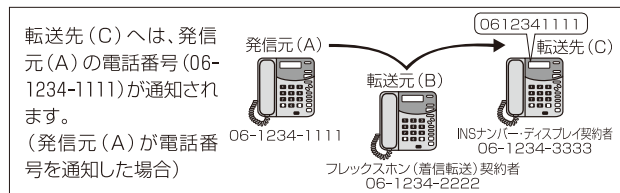


### ■フレックスホン(通信中転送)



※INSボイスワープ等の転送サービスで携帯電話およびPHSに転送する場合も発信元(A)の電話番号が通知されます。(ただし、一部事業者を除く)

### ■フレックスホン(着信転送)



### ■発信専用サービス

発信専用をご利用の回線は着信しないため、電話番号などの受信はできません。

### ■発信専用制御サービス

発信専用起動時は着信しないため、電話番号などの受信はできません。

### ■でんわばん

でんわばんを利用中(開始に設定した場合)にメッセージ応答した通話は、電話番号などは表示されません。(着信しません)

### ■二重番号サービス

二重番号サービスを利用中(開始に設定した場合)に主電話番号にかかってきた通話については、二重番号サービスのメッセージで応答します。メッセージで応答した通話については電話番号などは表示されません。(着信しません)  
副電話番号にかかってきた着信および二重番号サービス停止時に主電話番号にかかってきた着信については、電話番号が表示されます。

### ■迷惑電話おことわりサービス

迷惑電話おことわりサービス利用中に、登録されている電話番号からかかってきた場合、メッセージで応答した通話は、電話番号などは表示されません。(着信しません)

## ■「発信者個人情報保護ガイドライン」について

総務省は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されていることを防止するために、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。総務省は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款等に盛り込みました。「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

### ■ 発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

#### 1.目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス(以下「発信者情報通知サービス」という。)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

#### 2.定義

- (1) 発信者個人情報  
発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。)をいう。
- (2) 事業用サービス利用者  
発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (3) 記録  
コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

#### 3.発信者個人情報の記録の制限等

- (1) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- (3) 事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

#### 4.発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

#### 5.発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

- (1) 発信者が外部への提供について同意した場合
- (2) 法令の規定により提供が求められた場合

#### 6.不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

#### 7.発信者個人情報の適正管理

- (1) 事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。


#### 8.事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

- (1) 事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあり、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

## ■ サービス利用マーク

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。サービス利用者は注文受付等にサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用下さい。

[広告使用例]	[名刺使用例]
ピザ配達のおーダーは下記の電話番号へどうぞ。 <b>06-1234-5678</b> <small>受付時間/午前9:00~午後8:00/月~祝日6時&lt;</small>  「INSナンバー・ディスプレイ」を利用しています。	<input type="radio"/> 〇商事 <small>営業第一本部</small> <input type="radio"/> 〇 野 △ 夫 <small>〒100 東京都千代田区外幸町1-1-1 100-1234-5678</small>  「INSナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

 「INSナンバー・ディスプレイ」を利用しています。